

平成31年4月9日
G20大阪サミット
準備会議

G20大阪サミット開催に伴う交通対策

G20大阪サミット開催に伴い、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、下記の対象期間及び対象地域における自動車交通総量の大幅な抑制その他の交通対策が不可欠であることから、関係省庁においては、国民の理解と協力を得つつ、別紙の推進事項等を積極的に実施するものとする。

記

1 対象期間

平成31(2019)年6月27日から同月30日までの間

2 対象地域

原則として次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合には、大阪市内

関係省庁における交通対策推進事項

1 各省庁共通推進事項

区 分	推 進 事 項
各省庁共通	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域に所在する部局における官用自動車の運行抑制 ・対象地域に所在する部局の職員及びその家族に対する自動車利用自粛の呼びかけ ・対象地域における自動車交通の発生を伴う諸行事の抑制 ・所管する団体、事業者等に対する交通総量削減等に関する協力要請

2 省庁別推進事項

区 分	推 進 事 項
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策に関するG20大阪サミット準備会議の開催 ・各省庁に対する交通総量削減等に関する協力要請
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策に関する政府広報の実施
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警察による交通規制の実施 ・都道府県警察による交通対策に関する広報の実施
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社及び信書便事業者に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請 ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・電気通信事業者、有線放送事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知
外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・各国政府サミット関係者やプレス等に対する関係施設間の円滑な移動手段の提供 ・各国政府サミット関係者やプレス等に対する交通規制内容等の周知
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等実施者に対する交通規制等の周知に関する協力要請
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・水道事業者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する団体、事業者等に対する貨物輸送の日程調整等に関する協力要請 ・電気、ガス事業者に対する交通規制内容の周知 ・電気、ガス事業者に対する対象地域における大規模工事等の自粛要請
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港及び大阪国際空港の利用者に対する自動車利用自粛に関する協力要請 ・道路運送事業者に対する運行調整等に関する協力要請 ・レンタカー事業者に対する利用者への交通規制内容の周知に関する協力要請 ・観光関連事業者に対する交通規制内容の周知に関する協力要請 ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知 ・道路管理者に対する道路における工事の日程調整等に関する協力要請 ・道路管理者に対する道路利用者への交通規制内容の周知と交通総量削減の呼びかけに関する協力要請
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業者等に対する業務用自動車の運行調整等に関する協力要請
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車を運行する機関に対する交通規制内容の周知